



# 見逃せない情報がここに

見落としがちな「募集」「お知らせ」などの「情報」が満載  
このページも見落とさないで、要チェック!

- 平戸市役所 ☎22-4111
- 生月支所 ☎22-9200
- 田平支所 ☎22-9210
- 大島支所 ☎55-2511
- 中部出張所 ☎22-9180
- 南部出張所 ☎22-9190
- 館浦出張所 ☎22-9204
- 度島連絡所 ☎22-9176

## 募集

### 自治医科大学入学者募集

自治医科大学は、卒業後、離島・へき地で勤務する医師を養成する目的で都道府県が投資して設立した大学です。入学料・授業料などについては、入学者全員に貸与され、卒業後に一定期間、離島・へき地の公立病院などに勤務すると、その返還が免除されます。

- 出願手続期間 令和3年1月4日(月)～20日(水)
- 第1次試験日 令和3年1月25日(月)
- ▼面接 令和3年1月26日(火)
- 第1次試験合格発表日 令和3年2月5日(金)
- 第2次試験日 令和3年2月10日(水)
- 入学者募集要項頒布場所 長崎県医療人材対策室
- その他 将来医師となつて、

## 募集

### 自衛官候補生

地元に戻って勤務する志のある人を募集しています。詳しい内容については、長崎県医療人材対策室まで問い合わせください。

- 試験会場 福岡駐屯地(福岡県春日市大和町5-12)
- ※状況により変更となる場合があります。詳細は、問い合わせください。
- 問 自衛隊長崎地方協力本部佐世保出張所 (☎0956-23-1231)
- 試験日 令和3年1月31日(日)
- 試験会場 長崎市
- 試験の種類 甲種・乙種
- 願書受付期間 11月24日(火)～12月4日(金)
- ▼書面申請 11月24日(火)～12月4日(金)
- ▼電子申請 11月21日(土)～12月1日(火)
- 受験願書の入手先 (一財)消防試験研究センター 長崎県支部、長崎県消防保安室、長崎県各振興局(長崎・県央を除く)、県内各消防署
- 問 消防本部予防課 (☎22-3167)

## 試験会場

### 令和2年度第2回消防設備士試験

福岡駐屯地(福岡県春日市大和町5-12) ※状況により変更となる場合があります。詳細は、問い合わせください。

- 問 自衛隊長崎地方協力本部佐世保出張所 (☎0956-23-1231)
- 試験日 令和3年1月31日(日)
- 試験会場 長崎市
- 試験の種類 甲種・乙種
- 願書受付期間 11月24日(火)～12月4日(金)
- ▼書面申請 11月24日(火)～12月4日(金)
- ▼電子申請 11月21日(土)～12月1日(火)
- 受験願書の入手先 (一財)消防試験研究センター 長崎県支部、長崎県消防保安室、長崎県各振興局(長崎・県央を除く)、県内各消防署
- 問 消防本部予防課 (☎22-3167)

## お知らせ

### 薬と健康の週間

10月17日(土)から23日(金)は「薬と健康の週間」です。医薬品は、使用することで人体に作用を及ぼし効能効果を発揮させるものですが、同時に何らかのリスクを併せ持つものです。薬剤師などの専門家から適切な情報を受け、使用上の注意を守って正しく使用してください。

○問 長崎県薬務行政室 (☎095-895-2469)

## 10月は臓器移植普及推進月間

全国には重度の病気となり移植でしか根治しないと診断された人のうち、移植希望登録をしている人が、現在約1万3千人います。移植医療は善意の提供があつてこそ成り立つものです



が、日本では臓器の提供者が少ないので、実際に移植を受けることができる人は年間1～2%です。やむなく海外渡航や生体移植に踏み切る人、移植を待ちわびながら亡くなつていく人が多いのが現状です。臓器の提供には、脳死から提供する場合と、心臓停止後に提供する場合があります。どちらとも、意思表示カードなど書面に表示された本人の意思は尊重されますが、最終的には家族の判断が必要になります。

## 10月は骨髄バンク推進月間

日本では「骨髄バンク事業」が1992年から開始され、これまでに多くの患者さんを救う実績をあげています。毎年少なくとも2千人程度の患者さんが骨髄移植を必要としており、新型コロナウィルス感染症の蔓延下においてもその数は変わりません。1人でも多くの患者さんを救うためには、多くのドナー登録が必要です。登録からコーディネート

大切な家族が迷わないためにも、日ごろから自分の意思と家族の意思を話し合い、自分の気持ちをしつかりと伝え、臓器提供についての意思を表示することが大切です。臓器提供意思表示カード、健康保険証または運転免許証の裏面に意思表示をしておきましょう。

○問 公益財団法人長崎県健康事業団健康企画課 (☎0957-43-7131)

## お詫びと訂正

広報ひらど9月1日号において、7ページの「ふれあいバス(宮の浦→紐差)線」で、宮の浦発7:20および8:25の便を「●土日祝運休」と記載していましたが、実際は運行しますのでお詫びして訂正します。

○ドナー登録ができる人 骨髄・末梢血幹細胞の提供の内容を十分に理解している人

▼年齢が18歳以上、54歳以下で健康な人

▼体重が男性45kg以上、女性40kg以上の人

○ドナー登録窓口 県北保健所地域保健課健康対策班 (☎57-3933)

○問 (公財)日本骨髄バンク (☎03-5280-1789)

快適な生活環境のお手伝い

有限会社 鶴丸設備

営業種目

- 給排水設備工事
- 浄化槽設備工事
- 浄化槽維持管理
- 浄化槽清掃

どんな小さな事でもお気軽にご相談ください。

TEL.0950-23-3629 FAX.0950-23-3921

平戸市大久保町1732番地4

平戸銘菓 カスドース

全国発送承ります

平戸市木引田町431 抜針の館

TEL 0950-23-8000 FAX 0950-23-8700

http://www.hirado-tustaya.jp

平戸の翔塾 Hirado

小学生・中学生・高校生

月5,000円～

- 平戸校
- 田平校
- 南部教室
- 生月教室

[平戸校]

TEL 0950-22-7156

[田平校]

TEL 0950-29-9419

婚礼予約 受付中 Seaside Wedding

平戸海上ホテル

〒859-5102 長崎県平戸市大久保町2231-3

TEL 0950-22-3800

http://hiradokaijyohotel.co.jp

お知らせ

国民年金基金に加入し  
ませんか

国民年金基金は、税金の優遇を受けながら国民年金に上乗せして加入し、厚生年金並みの年金を受け取れる積立方式の公的な年金です。

◎国民年金基金の特徴

- ▼掛金は、全額が「社会保険料控除」の対象となり、受け取る年金も「公的年金等控除」の対象となります。
- ▼受け取る年金額は、終身一定額で変動がありません。また、万一の時は、遺族に一時金が支払われます。(B型を除く)
- ▼加入後に、掛金をお休み(一時停止)したり、減額・増額もできます。
- 加入することができる人
  - ① 20歳～60歳未満の第1号被保険者(国民年金の保険料を免除されている人または、農業者年金)

- に加入している人を除く
- ② 60歳～65歳未満で、国民年金の任意加入者
- ◎問 全国国民年金基金長崎支部  
(☎0120-65-4192)

里親出前講座

- さまざまな家庭の事情で、親と暮らせない子どもたちを家族の一員として温かく迎え入れ、保護者の代わりに理解と愛情をもって育てていく家族を「里親」といいます。県では、里親を募集しており、併せて里親出前講座を開催します。
- とき 10月29日(木)午後2時～午後3時
- ところ 平戸市福祉保健センター
- 内容 里親制度の説明・里親体験談・意見交換など
- 対象者 里親になりたい人、里親に興味がある人
- 受講料 無料
- ※予約は不要です。

長崎県最低賃金が変わります

長崎県最低賃金が「1時間793円」に改定されます。最低賃金法に基づき、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る目的で最低賃金の改定が行われており、国は賃金の最低額を定め、使用者はその最低額以上の賃金を支払わなければなりません。

使用者も労働者も必ず最低賃金を確認しましょう。

10月3日(土)から  
1時間

793円

◎問 長崎労働局賃金室 ☎095-801-0033

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険  
税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の前年の収入から今年の収入見込みを比較して3割以上、収入が減少する場合、国民健康保険税の一部または全部が減免されます。対象となる収入は事業収入、不動産

◎問 ことも未来課子育て  
支援班  
(☎22-9137)

収入、山林収入、給与収入です。国や県などの事業給付金は今年の収入に含みません。  
該当する人は、税務課住民税班まで問い合わせの上、令和3年3月31日(水)までに申請をお願いします。

◎問 税務課住民税班  
(☎22-9116)

忘れていませんか。「自  
賠償保険・共済」

自賠償保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本

的な対人賠償を目的として、

原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられています。自賠償保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

◎問 総務課危機管理班  
(☎22-9101)

麻薬・覚せい剤乱用防  
止運動の実施

毎年10月1日から11月30日まで、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」を実施しています。麻薬、覚せい剤、大麻などの薬物乱用は、あなたの健康や周りの社会に大きな害をもたらします。薬物乱用の恐ろしさを理解し、みんなで防止しましょう。

◎問 総務課危機管理班  
(☎22-9101)

在宅寝たきり高齢者等  
介護見舞金の申請

寝たきり高齢者を在宅で

- 介護している人に対し、介護の労をねぎらい、福祉の増進を図るために、在宅寝たきり高齢者等介護見舞金を支給します。
- 寝たきり高齢者の要件
  - 左記の項目すべてに当てはまる高齢者
  - ① 10月1日(基準日)において市内に引き続き1年以上住所を有する65歳以上の人
  - ② 要介護3以上の認定を受けている人
  - ③ 1年間において病院など(短期入所を含む)に入院していた期間が90日を超えない人
- 支給対象者 寝たきり高齢者を、1年間のうち180日以上在宅で介護した市内在住の親族または同居の人
- 支給金額 2万5千円
- 申請期限 10月30日(金)
- 申請方法 市役所1階高齢者支援班(③窓口)または各支所地域振興課、各出張所に備え付けの申請書に必要事項を記入し、

各地区民生児童委員に説明を受けた上、申請してください。

◎問 長寿介護課高齢者支  
援班  
(☎22-9133)

令和3年度「コミュニティ  
助成事業」

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの収入を原資とする社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、地域活動に必要な助成事業を行っています。

○助成対象団体

市町村が認めるコミュニティ組織(町内会や地域に密着した団体など)、自主防災組織

○主な助成内容

- 一般「コミュニティ助成事業」
- ▼助成内容 コミュニティ活動に直接必要な設備など
- ▼助成額 100万円～250万円
- ▼事業例 テント、遊具

備品など

「コミュニティセンター」助成事業

▼助成内容 集会施設の建設または大規模修繕事業

▼助成額 対象事業費の5分の3以内。ただし、上限1,500万円

地域防災組織育成助成事業

▼助成内容 自主防災組織や消防団などが行う地域の防災活動に必要な資器材など

▼事業例 AED、消防ポンプ、発電機など

青少年健全育成助成事業

▼助成内容 スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業など、主として親子で参加するソフト事業

▼助成額 30万円～100万円

※ほかにも事業メニューが用意されています。助成内容は自治総合センターのホームページ内で確認することができます。

◎問 企画財政課企画統計班  
(☎22-9111)

想いをかたちに...  
故人と語り、自分を見つめ直す...  
お墓は大切な家族の記念碑です。  
墓石・記念碑・設計～施工  
有限会社 松永石碑店  
〒859-5704  
長崎県平戸市生月町山田免2331  
TEL 0950-53-2816

なぜ、あの人は若々しいのかしら？  
NATURAL TEETH 歯  
なちゆるるティース  
口元から綺麗に  
完全予約制 生月 歯医者 検索  
長崎県平戸市生月町老部浦3-1  
(生月JAガソリンスタンド近く)  
診療時間：9:00～13:00・14:00～18:00  
休診日：日祝日、その他  
TEL 0950-26-5555

CAR SHOP  
Tanaka Motors  
田中モーターズ  
新車・中古車販売  
車検 点検 钣金 保険  
田中モーターズ  
〒859-5152 長崎県平戸市鏡川町1146-1 TEL 0950-22-2674

相続による名義変更はお済みですか？  
登記費用のお見積もりは無料です。  
まずはお気軽にお問い合わせください。  
☎0950-26-0077  
登記手続きならおまかせください！スタッフ一同お待ちしております！  
松田信哉司法書士法人 平戸事務所  
代表司法書士 松浦寛 (登録番号：長崎445号)  
平戸市築地町561-1 (平戸市役所から徒歩3分)

### 各種相談

市役所では、市民の皆さんが普段の生活の中で抱えている悩みや困りごと、また、お仕事で就職や創業などを考えている人たちなどに対し、各種専門の相談員に相談できる窓口を用意しています。

今月は下記の日程で開催しますので、お気軽にお越しください。

#### ■年金相談 (完全予約制)

○10月6日(火) 10:00～15:00

市役所本庁3階会議室

○10月13日(火) 10:00～15:00

市役所本庁3階会議室

○10月20日(火) 10:00～15:00

市役所本庁3階会議室

年金相談予約 ☎0956-34-1189

佐世保年金事務所お客様相談室受付時間(平日) 8:30～17:00(相談日の前日までにご予約ください)

☎健康ほけん課国保年金班 ☎22-9124

#### ■市民総合相談

○10月14日(水) 13:00～16:00

平戸地区(未来創造館)

○10月21日(水) 13:00～16:00

生月地区(生月町中央公民館)

○10月28日(水) 13:00～16:00

田平地区(田平支所)

☎市民課内消費生活センター ☎22-9122

#### ■よろず相談会

(事業者の経営上の課題解決支援のための相談会です)

○10月16日(金) 9:00～17:00

田平町民センター(研修室2)

☎商工物産課商工新産業班 ☎22-9141

#### ■個別創業相談会(事前予約している人を優先)

○10月28日(水) 10:00～16:00

平戸市役所商工物産課内

☎商工物産課商工新産業班 ☎22-9141

#### ■若者応援相談会 in 平戸

○10月14日(水) 11:00～16:00

平戸文化センター会議室A

☎商工物産課商工新産業班 ☎22-9141

#### ■ハローワーク in 平戸市

○10月9日(金) 10:00～15:00

平戸文化センター会議室C

○10月23日(金) 10:00～15:00

平戸文化センター会議室C

☎商工物産課商工新産業班 ☎22-9141

# 暮らしに 役立つ情報 がここにも

普段の生活に欠かせない情報を「お知らせ」

### 市税の納期限【11月2日(月)】

■市県民税 第3期

■国民健康保険税 第5期

■介護保険料 第5期

■後期高齢者医療保険料 第4期

※口座振替日 10月27日(火)

この日に振替ができなかった場合は、11月12日(木)に再振替します。

☎税務課総務徴収班 ☎22-9115

### 延長窓口

本庁市民課では、平日の開庁時間に来庁できない人のために、時間外に証明書などを発行するサービスを実施しています。サービスを利用される場合は、必ず当日の午後5時までにご予約ください。

■10月の延長窓口実施日  
10月1日(木)・8日(木)・15日(木)・22日(木)・29日(木)

■延長時間 午後5時15分～午後7時

■開設場所 本庁市民課※各支所・出張所では不可

■受付内容 マイナンバーカードおよび各種証明書の交付

※交付できる証明書

◎住民票の写し ◎戸籍謄(抄)本

◎戸籍附票の写し ◎印鑑登録および印鑑証明書

※証明の種類によっては、委任状が必要になる場合があります。また、印鑑登録は即日登録できない場合がありますので、事前にご確認ください。

☎市民課戸籍住民班 ☎22-9123

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の

## 2021年度固定資産税・都市計画税を減免

☎税務課固定資産税班 ☎22-9117

### 中小企業者・小規模事業者とは

▼資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人。

▼資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下の場合ただし、大企業の子会社など(下記のいずれかの要件に該当する企業)は対象外となります。

1. 同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人または大法人(資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人など)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人などをいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)から2分の1以上の出資を受ける法人
2. 2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

### 減免対象

●事業用家屋および設備などの償却資産に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%)

●事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)

### 軽減率

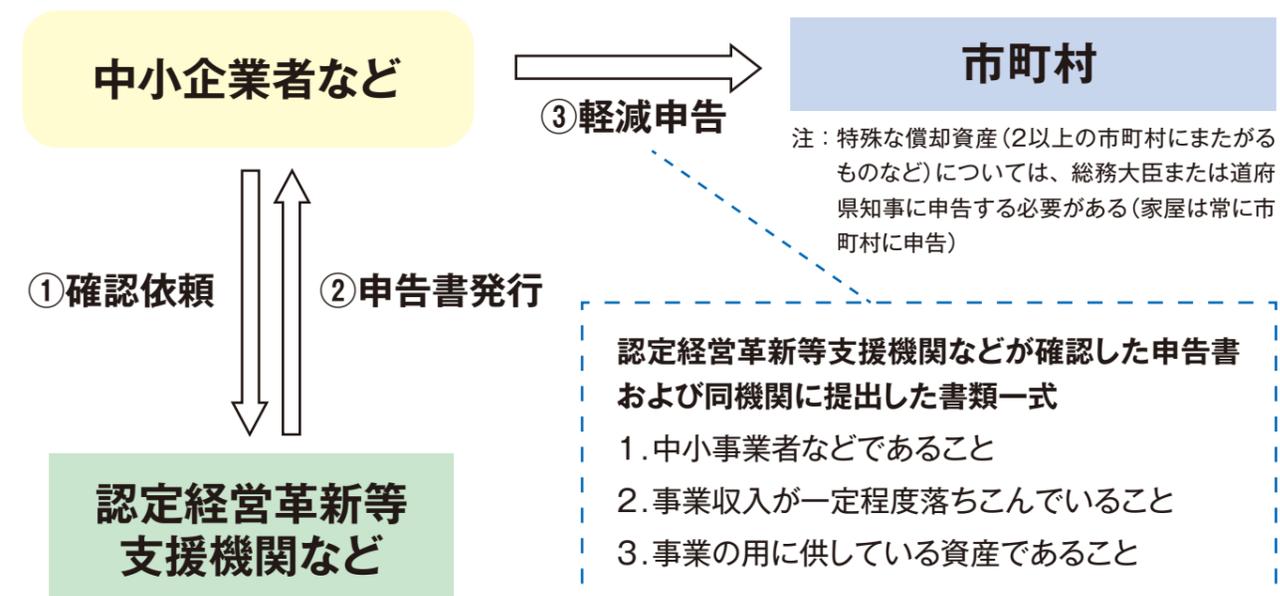
中小事業者(個人、法人)で、2020年2月～10月の任意の連続する3カ月間の事業収入※の合計額が

■30%以上50%未満減少している場合、**1/2軽減**

■50%以上減少している場合、**全額免除**

(※)売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指します。給付金や補助金収入、事業外収益は含みません。

### 申告の流れ(例)



注：特殊な償却資産(2以上の市町村にまたがるものなど)については、総務大臣または道府県知事に申告する必要がある(家屋は常に市町村に申告)

認定経営革新等支援機関などが確認した申告書  
および同機関に提出した書類一式

1. 中小事業者などであること
2. 事業収入が一定程度落ちこんでいること
3. 事業の用に供している資産であること